

元・グループウェアサーバー機器等賃貸借

神栖市総務部行政改革推進課

1. 一般事項

1-1 事業名

本事業名は「元・グループウェアサーバー機器等賃貸借」である。

1-2 事業の目的

本事業は、職員が利用しているグループウェアサーバー機器等の老朽化に伴い、新たに機材を更新することを目的とする。

1-3 適用範囲

1-3-1 機器賃貸借

- (1) 賃貸借機器は、別紙1「元・グループウェアサーバー機器等賃貸借物品内訳書」の各仕様を満たす機器及びソフトウェアとする。
- (2) 導入機器及びソフトウェアのユーザー登録を行うこと。

1-3-2 留意事項

- (1) 本契約の適用範囲については、賃貸借機器及び市既存機器等（サーバー、クライアント及びネットワーク装置等）に係る設定は含まない。
- (2) 納品にあたっては、市既存機器等に破損等の影響のないよう十分注意すること。なお、作業が原因で市既存機器等に障害等が発生した場合は、市へ報告の上、受託者の責任において復旧すること。

1-4 納品場所

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5
神栖市役所 行政改革推進課

1-5 納品方法

- (1) 機器類の納品は、分割も可とする。
- (2) 納品にあたっては、事前に日程等について市と協議すること。
- (3) 各機器のライセンス証、メーカー保証書、マニュアル及び各種メディア等の機器添付物についても、併せて納品すること。
- (4) サーバー機器において指定する OS, CPU, メモリその他の機器追加用オプション等については、仕様で示すスペックを満たすものを機器に組み込み、機器で認識していることを確認のうえ納品すること。
- (5) 別紙1「元・グループウェアサーバー機器等賃貸借物品内訳書」項番12で示すソフトウェアについて、ライセンス証、保証書及びインストール用メディア等を、一式にて納品することとする。なお、サーバー機器等への各ソフトウェアのインストール作業は本業務に含めないものとする。

1-6 納品期限

令和元年9月25日までに請負者が責任をもって1-4に掲げる納品場所へ全ての機器を搬入すること。

1-7 賃貸借期間及び支払方法

1-7-1 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和元年10月1日から令和6年9月30日までの60日間とする。

なお、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、本契約に係る金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができる。

また、本契約を変更又は解除したことにより損害が生じたときは、損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、協議して定める。

1-7-2 支払方法

本契約の支払方法は、年度分一括前払いとする。

1-8 保守

本契約に係る機器の保守については、当該機器メーカーの保証によるものとし、契約には含まないものとする。

なお、各機器及びソフトウェアのメーカーの保証開始日については、賃貸借の開始日にあわせるよう努めること。

1-9 契約終了時の機器の撤去

本契約の終了の際は、受託者の負担において、賃貸借機器の撤去及び市役所からの搬出作業を実施すること。

なお、撤去及び搬出作業には、機器のデータ消去作業は含めない。

2. 仕様詳細

2-1 賃貸借機器仕様

本契約に係るハードウェア、ソフトウェアの仕様は、別紙1「元・グループウェアサーバー機器等賃貸借物品内訳書」のとおりとする。これを満たすものを選定し、見積を作成すること。

また、仕様を満たすため各種設定を必要とする場合は、その設定費も含んで積算すること。

3. その他

3-1 注意事項

- (1) 見積は本事業に係る5年間全ての費用を含めて積算すること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項であっても、常識的な事項または運用上必要と認められるものについては、納品時において充足するものとする。
- (3) 中古品は不可とする。また、5年の使用に耐えうるに十分な信頼性を持った製品でなければならない。

3-2 発生材

引渡を要しない発生材は、全て役所敷地外に搬出し、関係法令に従い適切に処理を行うこと。